

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の申請主体の名称

千葉県

2 地域再生計画の名称

新しい都市形成に向けた既存水源の有効活用

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成 16 年度～平成 17 年度

4 地域再生計画の意義及び目標

(1) 千葉県の都市整備の基本方針

「あすのちばを拓く 10 のちから」

千葉県では、今後の 5～10 年を見通す中長期的な基本方針として「あすのちばを拓く 10 のちから」を策定し、政策行動の基本的考え方と施策の方向性を明らかにしたところである。

「10 のちから」は、県が持つ潜在的資源を掘り起こし、活用することで経済的にも文化的にも自立した、持続可能な千葉県づくりを目指していくこととしている。

「つなぐちから（拠点・まちづくり・交通網）」

10 のちからの一つである「つなぐちから」は、21 世紀型新産業の核となる国際的な戦略拠点が育成されてきている本県において、この拠点を中心に地域の資源等を活かし、住む人が誇りと愛着を持てるまちづくりを進めていくこととし、また、それらの拠点を結び、連携と交流を支える広域交通網や情報網の整備を通し、社会の生産性を高めることとしている。

「つなぐちから」を推進するため、下記の施策を行うこととしている。

- 国際的な戦略拠点の整備
- うるおいのある誰にも優しいまちづくり
- 成田空港の整備促進
- 高速道路等の整備
- 広域交流を支える鉄道新線と県民の生活を支える交通網の整備
- 物流や産業構造を支える港湾・漁港の整備
- 情報化の推進

(2) 東葛飾北部の都市づくり

東葛飾北部地域を、知の集積とネットワークの新産業都市として位置づけ、本県経済の核となる国際的な戦略拠点として整備し、地域の拠点と広域交流を支える「つくばエクスプレス」の整備を促進することとしている。

つくばエクスプレス沿線地域のまちづくり

東葛飾北部地域は、首都機能の受け皿として、また、広域的な交流・連携拠点としての役割が期待され、つくばエクスプレス沿線に業務、商業、文化、居住等の諸機能が調和をとって配置された魅力ある地域づくりを進めることとしている。

新たな産業拠点の形成

東葛飾北部地域では、東京大学柏キャンパス、千葉大学柏の葉キャンパス及び東京理科大学野田キャンパス等の学術・研究開発機能を生かして、産・学・官の連携により 21 世紀の新産業創出拠点の形成を推進するものであり、もって、地域経済を支える企業、地域及び県民の生産性の向上、本県経済の発展と雇用の安定を図ることとしている。

(3) 千葉市の都市づくり

生活環境のゆとりと安全を確保する施策

千葉市新 5 か年計画では、施策展開の基本方向の一つとして上下水道や住宅・住環境など質の高い生活基盤の整備を計画的に進め、ゆとりのある快適な生活環境を整えるための事業を展開することとしている。

活力ある産業の振興

土気緑の森工業団地において、研究開発型産業や付加価値の高い都市型産業など新たな産業の創生を目指すこととしている。

(4) 水需給の現状

新たな産業拠点の形成や住宅供給など生活基盤の整備については、水道の安定供給が前提となり、水源の確保は不可欠である。

東葛飾北部地域

ア 東葛飾北部地域における新規水需要

「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体化推進に関する特別措置法」(一体化法)に基づき整備されるつくばエクスプレス沿線では、区域内に 1,081ha、人口約 105 千人の開発が計画され、また、東葛飾北部地域のその他の土地区画整理事業では、主なものだけでも約 4,900 戸、約 20 千人の開発が見込まれていることから、新規需要に対する水道の供給が必要となる。

また、関宿はやま工業団地(製造業、物流業の工業団地約 19.7ha)では、県条例で地下水汲み上げが規制されていることから、新規の水需要が見込まれているところである。

イ 北千葉広域水道企業団用水供給事業と水源確保の現状

東葛飾北部地域の水道用水は、昭和 48 年 3 月に創設事業認可を得た北千葉広域水道企業団（以下「北千葉（企）」という。）から、千葉県をはじめ松戸市、野田市、習志野市、八千代市、柏市、流山市、我孫子市及び沼南町の各構成団体に用水が供給され、各市町の水道事業によって需要者に給水されている。

北千葉（企）の現計画での必要水源量は $6.647\text{m}^3/\text{s}$ であり、このうち手当済水量は $5.183\text{m}^3/\text{s}$ 、残る $1.464\text{m}^3/\text{s}$ （このうち $1.349\text{m}^3/\text{s}$ は、今回の既存水源の有効活用により手当される。）は未手当であることから、上記水需要に対し早期の水源手当が必要となっている。

千葉地域

ア 千葉市の水道整備の現状

千葉市については、市域のほとんどを県営水道が給水しているが、約 38km^2 の未普及地区が地下水に依存している状況にある。しかし、近年、地下水の汚染の進行が懸念されることから、水道普及に対する市民の要望が多い。

（ア）千葉市若葉区の状況

若葉区泉地区は、地下水採取規制の指定区域ではあるが、上水道の給水開始まで緊急避難的処置として地下水を水源として、2つの簡易水道が整備され、その簡易水道給水区域外の未普及地区については、地下水を水源とする専用水道や自家用水道により生活用水を確保している状況にある。

（イ）緑区土気地区

緑区土気地区は、既に給水区域ではあるが、人口増加等を要因として給水人口が増加し、給水量も増加傾向にある。

また、現在土気東特定土地地区画整理地区及び土気緑の森工業団地の開発（全体面積約 161ha 、一部供用）が進行中である。

イ 千葉市水道事業

千葉市では、上記の水需要に対し未普及区域を給水区域として拡張し、若葉区内の2つの簡易水道等を統合する計画で、不足水源量 $0.351\text{m}^3/\text{s}$ の確保を含む第3次拡張の事業認可を平成 15 年 4 月に得たところであり、現在の計画給水区域は、緑区及び若葉区の各一部であり、千葉市の未普及地区は解消されることとなる。

（５） 地域再生計画の目的

既存水源の有効活用による都市整備

東葛飾北部地域は、本県経済の核となる国際的な戦略拠点の一つとして、また、千葉地域は、ゆとりある快適な生活環境を整えるとともに都市型産業など新たな産業の創出を図る地域として、ともに新たな都市形成に向けた整備が期待されている地域である。

そのためには、新たな住宅供給、試験研究機関等の立地及び水道未普及地域の解消など、今後の水需要に対処するために必要となる水源を確保し、県民生活や企業活動に必要な水の安定供給を推進することが必要である。

一方、県営工業用水道のうち房総臨海地区工業用水道（以下、「房臨工水」という。）事業は、昭和 45 年に事業を創設したが、創設後間もなくオイルショックという予測できない要因により需要が大きく減少するとともに、受水企業の回収率（循環して水を使用する）の向上により、確保してきた水源（取水地点は長柄ダム）を全量維持する必要性が乏しい状況にある。

そこで、両地域の都市整備に必要な水源を、既存の県営工業用水の水源を一部転用し、有効活用しようとするものである。

なお、東葛飾北部地域に用水供給する北千葉（企）は、江戸川からの取水が前提であり、既存の県営工業用水水源（以下「既存水源」という。）を直接利用できないことから、既存水源を千葉市及び県水道局に転用し、県水道局が江戸川から取水可能な水源を北千葉（企）に同量分融通するものである。

既存水源の有効活用方策

地域再生実現のために有効活用する既存水源は、経済産業省の国庫補助対象として取得した県営房臨工水水源で県水道局が取得する川治ダム（ $1.349\text{m}^3/\text{s}$ ）及び千葉市が取得する霞ヶ浦開発（ $0.351\text{m}^3/\text{s}$ ）並びに県水道局及び千葉市が取得する房総導水路施設であり、地域再生推進のためのプログラム 2 1 1 0 1 0 の支援措置を受け、平成 16 年度に作成される運用通達に沿って実施することとし、東葛飾北部地域及び千葉地域の地域振興、地域再生の基盤である水道水を安定的に供給し、もって主要施策である両地域の都市づくりを実現するものである。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

（１） 既存水源を有効活用することによる効果

新たな産業拠点の形成や住宅供給など生活基盤の整備に必要な水道水源を、既存の工業用水水源を転用し有効活用する効果としては、新規に水源施設（ダム）を建設すること及びそれに伴う環境保全対策、水源地域対策に要する経費負担が不要となる。

供用までに年月を要するダムに参画する場合と比較すると、活用する水源が既存施設であることから、水利権等の許可を得れば即取水が可能となる。

活用する水源が既存施設であることから、新たに水源施設を建設する場合に生じる環境への負荷がない。

（２） 都市づくりを支える水道の安定給水による効果

既存水源 1.7m³/s を東葛飾北部地域及び千葉地域の都市整備の基盤づくりに有効活用することにより、約 34 万人相当への安定給水が可能となることから、県民生活や企業活動の障壁が取除かれ、新たな産業拠点の形成や住宅供給など地域発展のための都市づくりが一層促進されることとなる。

東葛飾北部地域のつくばエクスプレス沿線地域のまちづくりで見込まれる約 10 万人の計画人口を、家計調査統計（平成 13 年度）の実績を基に消費支出を算定すると、約 1,200 億円の経済効果が見込める。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

支援措置番号 2 1 1 0 1 0

支援措置名称 既存水源、工業用水道施設の有効活用に伴う転用

7 構造改革特区の規則の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

該当なし

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（１） 法令に基づく水源転用等の許可及び承認

ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条（財産の処分の制限）に定める譲渡の承認

イ 国土交通省（関東地方整備局）への申請（平成 16、17 年度）

特定多目的ダム法第 15 条に定めるダム使用权の設定

〃 第 22 条に定めるダム使用权の移転

河川法第 23 条（水利権）及び第 24 条（土地の占用）

（２） 法令に基づく水源転用に伴う届出

経済産業省への届出（平成 16 年度）

工業用水道事業法第 6 条第 1 項に定める給水能力等の変更

（３） 水源転用に伴う起債の繰上償還

転用する水源は、経済産業省の補助金のほか財務省及び公営企業金融公庫からの起債借入により取得したことから、事業体では繰上償還することで財務省及び公営企業金融公庫の了解は得ている。

なお、繰上償還は平成 16 年度及び 17 年度に実施する。

（４） 法令に基づく事務処理

国土交通省（関東地方整備局）

特定多目的ダム法第 31 条に定める操作規則

水資源機構

水資源機構法第 16 条に定める施設管理規程

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

支援措置番号	211010
支援措置名称	既存水源、工業用水道施設の有効活用に伴う転用

2 当該支援措置を受けようとする者

千葉県

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 実施する事業

既存水源である房臨工水の水源を、平成 16 年度に作成される運用通達に沿って、水源の不足が見込まれる水道用水の水源として転用し、有効活用するものである。

(2) 実施事業の具体的内容及び時期

ア 房臨水源が長柄ダム取水であることから、千葉市は転用により直接利用することが可能であるが、北千葉（企）は取水施設のある江戸川での取水を前提とすることから、県水道局を介した水源調整を行う。

水源調整は、既存の工業用水水源を県水道局に転用し、県水道局が保有する水源で江戸川から取水可能な水源を北千葉（企）に地域間融通するものである。

イ 各事業体が取得する水源施設及び実施の時期は次のとおりである。

県水道局	・ ・ ・ 川治ダムを工業用水転用により取得	(16年度)
	房総導水路を	〃 (17年度)
千葉市	・ ・ ・ ・ 霞ヶ浦開発を工業用水転用により取得	(16年度)
	房総導水路を	〃 (17年度)
北千葉(企)	・ ・ 渡良瀬遊水池及び奈良俣ダムを県水道局から融通により取得	(16年度)